

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-70号
2	公募日	令和7年5月26日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	漏水調査業務委託
5	業務場所	能代市向能代地内ほか
6	履行期限	令和7年12月19日
7	当該業務の主管課	都市整備部 水道課 電 話 番 号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	漏水調査一式 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること。 (2) 東北6県内に契約の締結できる営業所を有していること。 (3) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。 (4) 国、秋田県、本市又は他の地方公共団体のいずれかとの同種業務の契約実績があること。 (5) 調査技術者は、次に定める職務内容と実務経験を有する者とする。 ・調査主任技師(漏水調査業務を含む漏水防止対策業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験が7年以上有する者) ・調査技師(漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者) ※本業務の入札参加期限の日3か月以上前から入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあるものであること。
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする。
12	入札予定日	令和7年6月6日 (金) 午後2時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること。 ア 10(4)の同種業務履行実績調書 イ 10(5)の実績を有していることを証する書類及び雇用関係等を確認できる書類 ※在籍証明(任意様式)、健康保険被保険者証の写しなど

入札スケジュール

件 名 : 漏水調査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年5月26日（月） 正午から 令和7年5月28日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年5月26日（月） 正午から 令和7年5月28日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年5月26日（月） 正午から 令和7年5月30日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年5月30日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年6月3日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年6月6日（金） 午後2時00分 会 場 : 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

(名簿登載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2－70号			
物 品（業 務）名	漏水調査業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

同 種 業 務 履 行 実 績 調 書

商号又は名称

業 務 名			
発 注 者 名		受注形態	J V ・ 単 体
業 務 場 所		契約金額	円
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
業務の概要			

- (注) 1 入札に付する業務の業務概要と同種の業務の履行実績について、入札公告に示した資格条件に関して的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 業務場所は、都道府県名および市町村名を記入すること。
- 3 J Vで履行した業務について、出資比率20%以上の場合のみ業務実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。
- 4 能代市発注以外の業務については、契約書の写し及び業務概要の分かるもの(設計書等の写し)を添付すること。

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	漏水調査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

令和 7 年度 公 共 事 業

委 託 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	検 算 者	設 計 者	係 員
着 工 完 成 期 日		自 令和 年 月 日 至 令和 7 年 12 月 19 日				摘 要	単 独		
委 託 番 号		第 号							
幹 線 名 路 線 名 等							工期 日間		
施 行 位 置		能代市向能代地内ほか							
委 託 名		漏水調査業務委託							
委 託 費		金 円也							
委 託 概 要		漏水調査 L=55.2km 漏水調査 N=3,780戸							

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量業務01	1	式				
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
作業計画作成 音聴作業主体	55.2	km			単 1 号	
現場下見調査 音聴作業主体	55.2	km			単 2 号	
戸別音聴調査 50戸/km≤給水密度<150戸/km	3,780	戸			単 3 号	
戸別音聴調査 データ処理解析	3,780	戸			単 4 号	
漏水音圧・水圧測定 消火栓利用（音水圧同時測定）	20	基			単 5 号	
路面音聴調査 夜間作業	20	km			単 6 号	
漏水確認調査 50戸/km≤給水密度<150戸/km	55.2	km			単 7 号	
報告書作成 音聴作業主体（集計・分析含む）	55.2	km			単 8 号	
直接経費	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
旅費交通費(率計上分)	1	式				
安全費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

漏水調査業務委託

【 第 1 号 単価表 】						
作業計画作成 音聴作業主体				60 km 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量技師 2～7級		人				
測量助手 2～7級		人				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 2 号 単価表 】						
現場下見調査 音聴作業主体				70 km 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
ライトバン損料 1.5l		日				
ライトバン損料 1.5l		時間				
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		l				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 3 号 単価表 】 戸別音聴調査 50戸/km≦給水密度<150戸/km 380 戸 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
時間積分式漏水発見器		日				
ライトバン損料 1.5l		日				
ライトバン損料 1.5l		時間				
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		リ				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 4 号 単価表 】 戸別音聴調査 データ処理解析 1,800 戸 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
時間積分式漏水発見器		日				
パーソナルコンピュータ		日				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 5 号 単価表 】						
漏水音圧・水圧測定 消火栓利用（音水圧同時測定）						40 基 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
音圧水圧同時測定器損料 Neteya		日				
パーソナルコンピュータ		日				
ライトバン損料 1.5l		日				
ライトバン損料 1.5l		時間				
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		リ				
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 6 号 単価表 】						
路面音聴調査 夜間作業						7 km 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
測量助手 (割増分)		人				
漏水探知機		日				
ライトバン損料 1.5l		日				
ライトバン損料 1.5l		時間				
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		リ				
諸経費	1	式				
計						
単位当たり						

漏水調査業務委託

【 第 7 号 単価表 】 漏水確認調査 50戸/km≦給水密度<150戸/km 7.6 km 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
測量助手 2～7級		人				
相關式漏水探知機損料		日				
発動発電機 1KVA		日				
電動ハンマードリル損料 1.1KW		日				
ライトバン損料 1.5l		日				
ライトバン損料 1.5l		時間				
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		l				発電機
ガソリン 無鉛 スタンド レギュラー		l				ライトバン
諸雑費	1	式				
計						
単位当たり						

能代市

漏水調査業務委託仕様書

能代市水道課

漏水調査業務委託仕様書

第 1 章 総 則

(仕様書の範囲)

第 1 条 本業務の施工にあたっては、本仕様書によるほか、関係法規に基づき実施しなければならない。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、能代市水道事業における埋設された水道管路からの地下漏水を早期発見することで、道路陥没など二次災害を防止することのほか、水資源の有効利用のため、早期に無効水量を防止し、有収率向上を目的とするものである。

(法令の遵守)

第 3 条 受注者は、関連する法令・条例・規則等を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第 4 条 本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指示とは、発注者側の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させることをいう。

(2) 承諾とは、受注者側の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。

(3) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出しなければならない。

(1) 着手届（契約締結後 10 日以内）

(2) 調査技術者届（契約締結後 10 日以内）

(3) 作業計画書（着手の日まで）

(受注者の義務)

第 6 条 受注者は、契約の履行にあたっては、業務委託の意図及び目的を十分に理解した上で、誠実かつ正確に遂行しなければならない。

(調査技術者)

第 7 条 受注者は、調査業務に従事する調査技術者を定め、所定の様式により発注者に届け出るものとする。

2. 調査技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

(1) 調査主任技師

漏水調査業務を含む漏水防止対策業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験

が7年以上有する者とする。

(2) 調査技師

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟し、実務経験を3年以上有する者とする。

(秘密の保持等)

第8条 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは契約の終了又は解除後も同様とする。また、受注者は成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、譲渡もしくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。

(情報資産の返還)

第9条 委託業務が完了したときは、受注者は発注者から提供された委託業務に係わる情報資産等を遅滞なく返還しなければならない。

(身分証明書)

第10条 受注者は、調査実施に先立ち、発注者から調査に従事させる者の身分証明書の交付を受けなければならない。

2. 調査に従事するものは、身分証明書を常時着用し、請求のあったときは、これを提示しなければならない。

3. 受注者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(土地の立入り等)

第11条 受注者は、宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、あらかじめ占有者に対して了解を得なければならない。

(現場管理)

第12条 受注者は、調査にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

2. 受注者は、調査にあたり、地上・地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。

3. 受注者は、傷害、火災、その他事故発生を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑に調査を行わなければならない。また、交通安全対策には特に留意し、必要に応じてその措置を行うものとする。

4 受注者は、使用する調査機器の日常点検を実施し、精度不良な機器を使用してはならない。

調査に使用する機器は、事業着手前に検査証明書を提出するものとし、受注者がISO9001の認証を取得している場合は、機材点検及び校正記録表の提出により、検査証明書に変えることができる。

5 受注者は、道路使用に関して、管轄警察署に道路使用許可を取得し、安全対策に留意するとともに調査作業車輛は、社名・本業務受注者であることを明示するものとする。

6. 個人情報の取扱については個人情報管理者（個人情報保護士）を選任し、届けること。

7. 発注者の要請による緊急漏水の初動対応については、発注者より要請を受け速やかに現場対応が可能となるように組織体制を整えること。

8. 現場内外の緊急連絡先となる受注者の連絡先は、独立した事務所として形態を整えており、人的配置及び事務機器の設置がなされていること。

(成果品)

第13条 受注者は、調査終了後速やかに成果品を発注者に提出しなければならない。

2. 成果品は、すべて発注者の承諾を受けないで他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

第2章 調査作業

(作業計画作成)

第14条 作業計画書の記載内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 作業概要及び作業内容

(2) 計画(実施)工程

(3) 使用機器の種類、名称及び性能(一覧表)

(4) 作業の班編成とその内容及び責任者(仕様書に定める有資格者の配置体制)

(5) 打合せ予定日及び主要打合せ事項

(6) 情報セキュリティ対策

(7) 緊急時の体制及び対応

(8) 安全対策

(現場下見調査)

第15条 受注者は、本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面と現地の管路、弁、栓類の位置確認を行うものとする。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(漏水音圧測定)

第16条 調査区域内の既設消火栓に音水圧計(同時測定式)を設置し、一定期間の水圧及び音圧の変動を同時連続測定し、漏水の有無、水圧動向を調査するものである。

2. 設置箇所は、水圧監視及び音圧監視による異常管路の選定、漏水修理後の音圧測定による漏水復元の監視を目的とし、受注者が設置場所を選定するものとする。

3. 水圧データより、水道施設設計指針の内容に基づく低水圧、高水圧、最小動水圧値、水圧変動差、ウォータハンマの有無を分析すること。

4. 音圧データより、異常音圧を確認した場合、漏水確認調査を実施すること。

5. マッピングシステムから変換し、提供されるDXF形式、SHP形式の管路情報データを使用し、測定結果を音水圧値による色分けした分布図にとりまとめること。

6. 調査期間中は発注者の指示に基づき関係する消防署に連絡するものとする。

(流量測定)

第17条 超音波又は電磁流量計等を用いて、測定用ピット及び露出配管部においてブロック内の配水流量を連続測定し、調査区域における夜間最小流量の状況を把握するものである。

2. 調査にあたっては、大口使用者等の使用水量状況や設置箇所の排水状況など現地確認を充分に行い、交通状況や機器設置の際に予測される障害等を考慮すること。

3. 流量測定の実施にあたっては、機器設置箇所、測定期間等を発注者に事前に報告すること。

4. 仕切弁操作を必要とする場合は、発注者に報告し、指示を受けること。

(戸別音聴調査)

第18条 調査区域内の各戸毎の止水栓及び量水器を調査対象とし、時間積分式漏水発見器を用いて、計測時間内の音圧データの時間積分率を測定し、漏水判定の解析を行い、漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

2. 計測における日時、計測時間、判定レベル、積分値はCSV形式のデータとして調査結果を記録、データベース化し、保存すること。

3. 時間積分率が60%を超えた場合は、漏水確認調査の対象とし、漏水の有無を調査すること。

4. マッピングシステムから変換し、提供されるDXF形式、SHP形式の管路情報データを使用し、時間積分率の調査結果について、積分値による色分けした分布図をとりまとめること。

(多点式相関調査)

第19条 多点相関式漏水探知器（ロガー）を配水管路上の弁栓類に設置し、異常音を多点で同時測定するものである。その後、多点相関式漏水探知器（ロガー）を回収し、測定データ処理及び解析を行い、漏水発生管路を判定する。

2. 多点相関式漏水探知器（ロガー）の設置にあたっては、発注者と打合せの上、センサーの設置箇所、設置間隔について管種による漏水音の伝播速度の違いを考慮して行うこと。

(路面音聴調査)

第20条 給・配水管路上の路面上を漏水探知器にて調査し、地表に伝播する漏水音（漏水擬似音）を発見するものであり、水使用の影響を考慮し、夜間（22時から翌日5時）調査を基本とする。

2. 給水密度や漏水量等により昼間に調査する管路を選別し、効率的な調査業務を実施するものとする。

3. 夜間帯においての作業にあたっては、安全対策を十分に行うこととし、調査の結果、漏水の確定が出来るものは直ちに監督員へ報告すること。

(漏水確認調査)

第21条 調査により判明した漏水音（漏水擬似音）箇所をボーリングバー又は相関式漏水

探知装置を用いて漏水箇所を確定するものである。

2. 本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
3. 音聴調査での漏水箇所の特定が困難である場合には、発注者と協議し、トレーサーガス（水素・窒素混合ガス）を使用するトレーサーガス検知調査を実施し、漏水発見に努めること。

（報告書作成）

第22条 受注者は、発見した漏水の集計・分析、考察・提言を行なった報告書を提出しなければならない。

2. 集計・分析項目は以下の内容を含むものとする。

- (1) 発見した漏水種別による集計分析
- (2) 町名別漏水集計・分析
- (3) 時間積分率による漏水集計分析
- (4) 漏水修繕情報による集計分析
- (5) 漏水防止効果及び経済効果予測
- (6) その他発注者が必要とするもの

3. 考察・提言項目は以下の内容を含むものとする。

- (1) 漏水修繕結果による考察
- (2) 漏水修繕履歴による考察
- (3) 配水量分析に基づく無効水量及び有収率の考察
- (4) 今後の調査に対する参考意見

第3章 その他

（疑義の解釈）

第23条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

漏水調査業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 (概要)

能代市（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に、別途の業務委託区域図面に示す区域を対象とした漏水調査業務について、次の条項により委託する。

第 2 条 (業務の内容)

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 別添図面に示す区域内の配水管及び給水管並びにそれらに直結する、仕切弁、消火栓、止水栓及びメータ器等とする。

(2) 作業計画作成	55.2 km
現場下見調査	55.2 km
戸別音聴調査	3,780 戸
漏水音圧測定	20 基
漏水確認調査	55.2 km
報告書作成	55.2 km

第 3 条 (履行期限)

本業務委託の期限は、令和 7 年 12 月 19 日とする。

第 4 条 (貸与図面等の保管)

甲は、業務上必要と認める図面、資料等を乙に貸与するものとする。

乙は、貸与された図面、資料等を汚損、紛失その他事故のないように保管しなければならない。

第 5 条 (その他)

乙は、能代市財務規則並びに漏水調査業務委託仕様書等関係図書に基づき、また関係法令を遵守して本業務を遂行しなければならない。

乙は、本業務遂行にあたり、十分な安全対策を講ずるものとする。

調査業務の残量に多少の変更があっても、設計変更対象としないものとする。

第 2 章 細則

第 6 条 (調査作業)

本業務における調査作業は以下のとおりとする。

- (1) 現場下見調査 : 本調査に先立ち、調査区域の配・給水管路の管路及び附帯施設の位置確認を行うものとする。
また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握するものである。

- (2) 戸別音聴調査 : 音聴棒を用いて各戸のメータ器または漏水探知器を用いて聴音し漏水音（疑似漏水音）を発見するものである。なお、宅地内に立ち入る調査のため、作業時間帯は昼間となる。
- (3) 漏水音圧測定 : 仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を対象とし、一定期間の水圧及び音圧の変動を同時連続測定し、漏水の有無、水圧の動向を調査するものである。
- (4) 相関調査 : 大口径・樹脂管用相関器を設置し、広範囲の管路設備を調査するもの。給配水管路上の仕切弁や消火栓、空気弁等にセンサーを設置し、測定されたデータを解析して疑似漏水音及び漏水地点を探出する。
- (5) 漏水確認調査 : 音聴調査による漏水音（疑似漏水音）をボーリングあるいはその他の方法により、漏水箇所を確定するものである。
①発見した漏水音（疑似漏水音）については速やかに確認調査を行う事とする。
②確認調査で漏水位置が確定できない漏水音（疑似漏水音）については、一覧表にして報告書に添付する。
- (6) 班編制・人員 : 調査班は、1班2名以上とする。
- (7) 調査日時の制限 : 調査作業は、原則として土・日及び祝祭日等社会通念上の休日となる日は昼夜とも行わないものとする。また調査作業の障害となる雨天等においても調査は行わないものとする。

第 7 条 （漏水箇所の報告）

確定した漏水については、公道上は漏水位置を路上釘やペイント等により明示するとともに、遅滞なく甲に漏水箇所報告書を提出すること。また、宅地内に漏水があれば別紙区分ごとに当該給水装置の所有者または使用者に対して通知するとともに、遅滞なく甲に漏水箇所報告書を提出すること。別紙区分については監督職員が指示する。

第 8 条 （成果品）業務目的物

本業務に伴う成果品並びに記載事項は次のとおりとする。

- (1) 漏水調査報告書
- ① 一般的報告事項
 - ② 漏水箇所一覧表
 - ③ 漏水位置図（凡例により指定の地図へ）
 - ④ その他、監督職員が指示するもの
- (2) 漏水箇所報告書
- (3) 調査日報
- (4) 調査実施状況写真

位置図

